

官業労働協同盟規約 第二十一年三月十

一 旦

第一條

本同盟は官業労働協同盟と稱す

第二條

本同盟は全国官公業労働団体として組織

第三條

本同盟は各団体の意志の疎通と討議相互

第四條

本同盟は前條の目的を達する為め此の

機關を設く

一 常務委員若干名 各団体より一名を選出す